

# 池田市 1人1台タブレット端末 iPad の導入について

保護者の皆様

日頃より、本市学校教育に、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今の急速な情報化及び多様化が進む現代社会において、学校における ICT 環境につきましても、急速な整備が求められているところです。文部科学省では、1人1台の情報端末環境を、令和の時代における学校の「スタンダード」として位置づけ、最先端の ICT 教育を活用した新しい学びへと変革を進めています。

この国の大きな動きの中、池田市においても、1人1台のタブレット端末 iPad を整備し、全ての児童生徒の学びをより豊かにしていけるよう、取り組みを推進してまいります。1人1台の iPad を最大限活用することで、学びの在り方には様々な可能性が広がり、学校教育は劇的に進化するものと考えています。一方で、情報モラルに関する指導の充実喫緊の課題であり、新しい学習ルールの共有や操作技術の習得等についても取り組みを進めていく必要がございます。また、今後については、家庭学習での有効な活用方法についても検証を進めてまいります。

このような大きな学習環境の変化にあたり、保護者の皆様におかれましては、様々な心配な点もあることかと存じますが、何卒、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月 池田市教育委員会

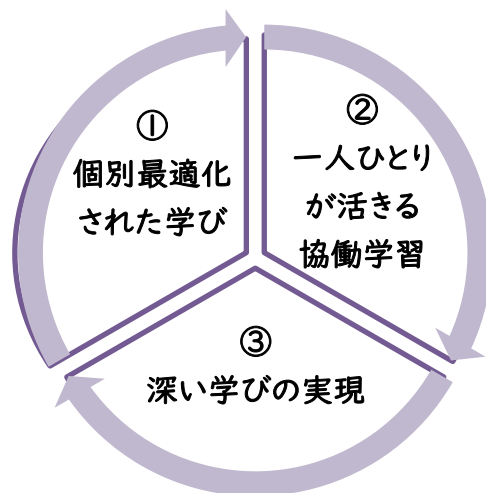
## 「1人1台端末環境」がもたらす学びの変容

GIGA スクール  
構想

1人1台端末を整備することで、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、多様な子どもたち全員に対し、個別最適化され、資質・能力一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する。これまでの教育実践と最先端 ICT のベストミックスを図り、児童生徒の力を最大限に引き出す。

### 池田の教育実践×ICT＝学びの深化・転換

- ①一人ひとりの教育的ニーズ・理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能になります。
- ②各自の考えを即時に共有し共同編集ができることから、多様な意見の中で共に学び合う協働学習が可能になります。
- ③自らが課題を選択する習熟学習、調べ学習やプレゼンテーションの作成等の学習が日常的に行えるようになり、児童生徒にとって、より深い学びの実現が期待できます。



### ○タブレット端末使用上の確認事項

- ①貸与するタブレットは学習活動のために使うことが目的であり、学習活動に関すること以外の使用は認めません。
  - ②有害なサイトや動画コンテンツの閲覧、SNS 等の使用はフィルタリング機能により制限をかけています。
  - ③池田市教育委員会で認めたアプリ等しかインストールできないよう設定しています。
  - ④学習で作成した文書やプレゼン資料等は、クラウド上に保存し管理していくことを想定しています。
  - ⑤配布する iPad は貸与となりますので、転出、進級(小3→小4)、卒業時に学校へ返却していただくことになります。
- ※ルールの詳細については、今後、「池田市タブレット活用のルール」を配布し、学校において指導いたします。

## ○導入するタブレット端末

### iPad (WiFi モデル32GB)

- ・小1～小3  
→ゴム製カバー付き(キーボードなし)
- ・小4～中3  
→キーボード一体型カバーケース付き

## ○タブレットの機能

- ①標準基本ソフト  
→ウェブ検索、写真・動画の撮影、文書作成、プレゼン資料作成、QRコード読み取り等
- ②授業支援ソフト  
→資料の一斉配布、課題の提出、意見の比較・分析等
- ③タブレットドリル  
→国・数(算)・英・理・社の習熟等

## ○家庭学習での使用について

### ①感染症や災害等での臨時休校時における学習保障

- 授業支援ソフトを活用して、データによる課題の配布及び提出が可能。
- オンライン会議サービスアプリを活用して、双方向のつながりの中で学習の継続が可能。

### ②宿題等における家庭学習での有効活用

- 全市的に導入するタブレットドリルを活用して、習熟の徹底を行うことが可能。
- Web検索を用いた調べ学習やプレゼンの作成等、宿題の幅を広げることが可能。

**※宿題等における家庭での活用は、今後、検討を重ねた上で、開始時期を判断します。**

## ○保護者の方へのお願い事項

- ①学校から配布されるタブレット端末は貸与です。大切に扱っていただきますよう、ご家庭でもご配慮ください。タブレット使用開始の際には、本事業の趣旨をご理解の上、各校にて配布いたします「池田市タブレット端末 iPad の取り扱いに関する確認書」のご提出をお願いいたします。
- ②タブレット端末を故意に破壊するような行為につきましては、教育委員会と協議の上、弁償していただくこともございます。
- ③学校から配布される「池田市タブレット端末 iPad 活用のルール」を、お子様と一緒に読みいただき、安心・安全・快適に使用できるよう、ご協力をお願いいたします。
- ④今後、家庭学習での活用にあたり、家庭の WiFi 環境、タブレットの使用時間、使用内容等、心配な点がございましたら、学校もしくは池田市教育センターまでご相談ください。

→池田市教育センター連絡先・・・751-4971